

【開催要項に関する申し合わせ事項】

広島市スポーツレクリエーションフェスティバルにおける申し合わせ事項

1 区代表として推薦された小学校区ごとのチームとは

(平成元年 3 月 7 日)

安佐北区学区体育団体安佐北区連合会会長が、区内の小學校区ごとに各競技 2 チーム(卓球、グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール(混成)、ペタンクは 4 チーム)ずつ推薦することであつて、必ずしも安佐北区民スポーツ大会の上位チームを推薦しなければならないわけではない。

2 19 歳以上としますとは

(令和 7 年 1 月)

体育・スポーツをする機会のより少ない者に機会を与えるということから制限するものである。

学校教育法第 1 条に基づく学生・生徒(定時制及び通信制を含め大学・高等専門学校・中学校及び高等学校に在籍する者)は体育の授業を受けるよう義務づけられているため、参加対象から除外している。

なお、体育・スポーツをする機会のない専修学校及び各種学校(看護学校、理容美容専門学校、経理専門学校、洋裁専門学校)に通っている者については、19 歳以上であれば出場できるものとする。

ただし、出場制限する趣旨を鑑み、体育・スポーツの授業を受ける機会のある専修学校及び各種学校(スポーツトレーナー、フィットネスインストラクター等の学科・コース)に通っている者については参加対象から除外する。

3 全国大会に出場した者とは

(平成元年 3 月 7 日)

選手として登録された者の意味であり、補欠として出場した者及び当日病気等の理由で出場できなかった者も含まれる。

なお、当該年度の全国大会出場者は、これに含まない。また、全国大会以外の大会についても出場制限のある競技は、「当該大会」を「全国大会」と読み替えるものとする。

4 「居住する」とは

(平成 14 年 3 月 19 日総務部会にて確認)

住民票の有無ではなく、居住している事実の有無を判断材料とする。確認方法としては、各区の会長名で出される競技別参加者名簿の住所により確認する。